名古屋市蓬左文庫蔵 『続学舎叢書』 翻刻(十一)

守野一二二

冒頭より翻刻を試みる。(『あいち国文』第十号、平成二十八年九月、あいち国文の(『あいち国文』第十号、平成二十八年九月、あいち国文の今回は、「名古屋市蓬左文庫蔵『続学舎叢書』翻刻(十)

ており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生たまれば、寛延元年(一七四八)には尾張藩書院番となったが、尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。そと『尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。そと『尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。そと『尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。そと『尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。そと『尾張著述家綜覧』によれば、近年はもとは大沢無手右衞門の男で、のちによれば、寛延元年(一七四八)には尾張藩書院番となったまれば、寛延元年(一七四八)には尾張藩書院番となったまれば、寛延元年(一七五八)に致仕している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に対している。生ており、その後宝暦七年(一七五八)に対している。生

実用捨』および『平士一騎用具略記』が伝わっている。没年については記述は見当たらない。著作に『貫流目録』『故

本書は「平士」(一般兵)の軍装について、単なる用語を別れる説明が見られる箇所もある。また、漢籍を参照し注釈い方を説明している皮料である。また、漢籍を参照し注釈い方を説明している皮料である。また、漢籍を参照し注釈い方を説明しているよりは、先行する書物の描写に基づくか性格をもつ役に付いていたことが大いに関係しよう。但し、性格をもつ役に付いていたことが大いに関係しよう。但し、性格をもつ役に付いていたことが大いに関係しよう。但し、世格をもつ役に付いていたことが大いに関係しよう。但し、世格をもつ役に付いて、大将直属の戦闘護衛集団というが思いた。また、漢籍を参照し注釈い方を説明というのではなく、実際に使用するにあたっての扱い方を説明という。

よれば、写本が蓬左文庫および静嘉堂文庫に所在を確認さまた伝本であるが、日本古典籍総合目録データベースに

ている。本書を研究する際には、『続学舎叢書』所収本をは『続学舎叢書』所収本とは大幅に内容が異なるものとなっれている。このうち静嘉堂文庫本は未見だが、蓬左文庫本

【凡例】

含めた三本の比較検討が必須となろう。

ため、次のような処理を施した。原則とした。但し、読解の便のためと印字の煩雑を避ける翻刻にあたっては、底本にできる限り忠実であることを

- もある。もある。した。但し、一部そのままにしたもの一.漢字は現在通行の字体に統一した。異体字や略字など
- ー 誤字、当て字、送り仮名、仮名違いなどもそのままと

二、合せ字は、開いて表記した。

五.各丁のはじめに【一丁オ】などと記した。
四.底本に稀にある濁点はそのままとした。

第三冊

一丁オ

印記「小寺姓/玉晁文庫」、「蓬左/文庫」。

11 日録

一柳生鍔之図

一御幕之記

一武芸極意

布施先生勧学

一寺社方火消目印

御勘定所留抜書

一丁ウ

空白

三丁オ

平士一騎用具略記為通用俗字可以記

短州 勝野文左衛門源延年撰 · 『『正学祭下』記2月三巻第記書、 日 『『 こ

一 吉門 - 胃直鎧也韻会胃兜鍪也カプト - 胃直鎧也韻会胃兜鍪也

巻込クケテ用ユ色可依好長八尺計・同緒古法ハ打緒ヲ用ユ平士ハ或大鞁ノシラヘヲ用ユ或晒半巾ヲ

·前立可依好

・笠印家紋姓名等可依好大サ晒半巾長サ四半計也

完大金初学記首鏡謂之 是文選射雉脈 由 胃同是 甲

一甲(頭注「頭盔」)

で東用皮謂之申今用金謂之鎧 です今作甲型管子蚩尤所制者周礼註古 H上広韻鎧也・諸筒

小手 筒ハ不弁利也篠ヲ可用

枝^コ 釪 野 売 豊 豊 豊 豊 豊 豊 豊 豊 豊 豊

掩膊層書

臂罩層書

臂膊

臂鎧

袖印笠印同様大サ大概短冊程可也

袖

頬当 ニテ可ナリ 面頬半頬可依好面頬ヲ用トキハ鼻カケハツシ可也故面頬計

佩楯 伊与又ハ踏込等吉トス板ヲ用ユヘカラス 面具和字 頬鎧属

膝鎧和字 脛衣淵

三丁オ

腸当 篠ヲ用ユ筒ハ不弁利也ヒモ付様口伝

腨鎧犂 髄当通用

下着 夏冬可有平服ヲ用ルモ可也

親着和学

或中帯或丸帯ト云常ノ帯同前

大帯 夏冬可有但布ヲ用テ夏冬共ニ用テ可也

小袴 口授布一重ヲ用ユ上下共ニヒモヲ用ユボタンヲ不可用紐付様

脚サン

三丁ウ

一 華 指 足 袋

決戦ニ用ユ

鉢巻 同甲掛 可有長サ二重廻リ布半巾ヲ五ツニ折テクケテ用ユ革ニテ中印 行軍ニ用ユ

顧巻通用 抹額等物

鬢帽

一一具鞢 右ノ大指二腹革有ヘシ又メリヤスヲ用ヒテモ可也

鞲 競文射 布一巾ヲシコキ用ユ長サ三重廻リ中印可有 弽 ^{説文} 決拾馬前 革抉史記

紅さ

ゥー 紳^^上 帯

一 糧 器 両面ヨリ漆ヲ以梨打ニ塗テマクメンツニカフ弁利也袋ニテモ網ニテモコリニテモメンワ飯ツト等ヲ入荒キ布ヲ渋ニ染メ

粮器

一打ガエ 四丁オ

青銅良薬磁石糸針証印籍等ヲ入

秦 今云鼻紙入類ナリ

矢立 打カエニ納テモ可也

打カエニ納テモ可也箙胡籙ヲ帯スル者ハ箙ニ納ムヘシ

燧嚢 火打袋

小手拭 長手拭 扇子 布ニテモ木綿ニテモ可依好色ハ息合ノ以良薬可染也 布ヲ用ユ血ヲ可留以良薬染ヘシ疵口ヲ可巻用意也

渋地ニ製シテ漆ヲ以テカタメ用ヒモヤリ可依好

垢取共

鼻紙

畳様納様アリ

陣羽織 裳羽織ヲ吉トス夏羽織薄物ヲ以製スレハ

指物 具足羽織共 一役ノ指物ナルヘシ物頭以上ハ可為随意其以下ハ

捺物

四丁ウ

同竿 背籏竿

其品ニ応シ製作有へシ

脇引 用捨有へシ

嗾鎧 小具足和名 嗾輪

近世ノ甲ニハ不用シテヨシ

或太刀或腰当或上帯サシ不依好長短可依好

俗二鎧通卜云哉討刀鞘巻共 長サ八寸ヨリ一尺位マテ平作脇差ヲ不用刀ト腰刀ト両刀計ヺ用テ吉

腰刀

持鎗 書記シ置へキ所又口伝鎗印替鞘雨鞘等有伝雨鞘ハ捨鞘ト

冑立 行軍二用ユ指物共二胄立二納ルモ有

蓑笠 胴服 羽織ヲ用ヒテ可也 蓑仕立有形塗笠ヲ用ユ

掛香 用ユヘカラス虱去ニ害アリ邪気ヲ払又虱ヲ去徳アリ総テ軍陳ノ服ニ縮緬ヲ

五丁オ

貴人ノ具也平士不用ノ具也

引敷 平士ノ用タリト云へトモ狩具也用捨

水筒 用捨晒ノ小袋ニ梅肉ヲ入テ高紐ニ付代之

水器

用捨火打具ヲ以テ代之

火筒

草鞋 用ユヘシ 品々有ト云へトモ常ノ草鞋ヲ用ルヲ吉トス基地ノ鞋ヲ

再拝 分限ニ依ルヘシ平士不用組支配有者ハ用意ス可也

采幣 左以波以万葉

証印箱 木ヲ用ハ楊ヲ以テ製セハ証印札ト云札ノ表ニ主家并ニ長二寸計巾其人ノ印判ニ応ス竹ヲ以テ製シテ可ナリ 我姓名ヲ記シテ印判有ヘシ用方口授

品々ヲ記カタシ平士一足一本ノ品計ヲ記ス

右甲胄ハ近世麁暴ノ品ヲ以テ云製作披甲繁多ニシテソノ

五丁ウ

鞍 形ヨキヲ用テ可ナリ 作ノ鞍最上タリト云へトモ至テ得カタシ井関信重平尾東條等ノ

作ノ鐙作ノ鞍ヨリ猶更得カタシ岩崎掛又ハ 尾州大野掛鉄鐙用テ可ナリ

四方手 修同覆ナリカタシ練四方手ヲ用ユ又銅切抜四方手吉ト云へトモ重クシテ害有 鏡四方手ハ飾馬ノ具也ムスヒ四方手古法タリト云へトモ切レタルトキ

切付肌付 大キナルヲ吉トス二重腹帯ヲ用ルトキノ為也 毛氈の肌布肌不用ツクモ肌ヲ吉トス腰帯ヲ通ス穴

馬氊如常中ノ穴大キ成吉シ

力革三枚切廻シヲ吉トス逆靻

・居木縄荸ヲ以至テ和リナウ可シ

下掛 用ユ但背通リ蘭ナリニスヘシ馬ノ背ヲ助ル為ナリ畳ノ表一枚ヲ以肌付ノ形ニ少大ク切リ布ニテヘリヲトリ

馬二応テ太細軽重難決

手助 鉄ノ手助ニテモ糸房ニテモ可依好

轡束 綼

池田等ヲ用毛類ノ押掛不可用
・押掛厚房等ハ貴人ノ具也平士ハ麻ニテ組ム或仙台箱根崎 朝から 当当智

障泥 同緒 何ニテモ可依好

板アヲリ或毛皮可依好

艘 靷

鞘ョモカイ

紐上

手綱

クリシメトモ云当世ノ腹帯是也真ノ腹帯ハ二重腹帯也 クリシメハ細キ芋縄ヲ十余筋ヨセテ機ノ如横ニ縫ヒ環ヲ付テ

・二重腹帯布ヲ以テスシメ様口伝

一腹当

七丁オ

勒肚巾

沓巻 巻テ沓ヲ可打 木綿ヲサシテ用ユ如常伝云沓巻ナキトキハ青草ヲ

草鞋同様品々有トイヘトモ常ノ草沓ヲ用テヨシ

指縄 駄覆 芝ニテモ如蓑編テ用ユ寒ヲ防キ暑ヲ防クト云 長サー丈二三尺〇如此廻リナリ指様口授 夏冬有へシ伝ニ四季共ニ或菅ニテモ菰ニテモ畳ノ表ニテモ

三尺縄

用捨指縄ヲ用トキハ三尺縄ニ及ス

鞭 真ノ鞭ヲ用ルヲ吉トス然共竹ノ根策ヲ用テモ可ナリ真ノ

或策トモ按ニ竹ノ根策ヲ云鞭ハ真ノ鞭ヲ云カ

常用ル通ナリ

其余害数多常用ル通ナリ又鉄クサリ用ルモ吉ト云へトモ重クシテ害アリ

・旅タテゴヲ用ルモ可ナリ

常用ル通ナリ

一立縄

胴縄腹掛トモデ

馬衣

常用ル通也芋馬衣又ハ木綿トモ第一腹当可有

馬裼

馬槽 馬柄杓 用捨荷桶ヲ用ヒテ可ナリ又具足禮ニ懸子ヲ貯テ是ヲ用モ可也 常二同シ又木地ノ柄杓ヲ用ルモ吉

馬足洗 取コトヲ禁ス値ヲ以テ求ハ可ナランカ然トモ押買ノ風評モ覚束ナ 用捨民屋ノ手洗ヲ取テ用モ可也然トモ法令厳重ナレハ民屋ノ物ヲ ケレハ如何時ノ軍中法令ヲ糺職ニ相理シテ可依時宜其余ノ

仕掛口授 雑物竹木薪等右二可准

一早鞍

【七丁ウ】

胴 従者之具 鉄胴或畳胴従者用ユヘシ 袖ヲ解キ法被トシテ用ヒテモ可ナリ

従者番具用意ナキトキハ平日所用ノ火事羽織ノ

祭 ●繰シメノ緒布丸クケニテモ打緒ニテモ或芋縄ニテモ 或革練或銅可依好銅笠ハ鍋ノ代リニ用ユルニ吉然トモ甚暑ニ

一小手通例

●笠印有ルベシ

難堪雨天相兼テ笠ヲ用テ吉

洗轡

七丁オ

旅紦 絆パッナ

腨当 篠ニテモ或蒲ニテモ蒲萄ノ木ノ皮ニテモ

股佩径巾 股佩脛巾仕付ヲ不用

本帯 其者共ノ常ノ帯ヲ用ヒテ可也

上帯 布ニテモ木綿ニテモ三重廻リ五ツニ折テ用ユ帯刀ノタメナリ

鉢巻 上下同様

糧袋 網ニテモ袋ニテモコリ等ヲ入ル

八丁オ

打ガエ 笠ハ相兼テ用ユ ネジ和巾ノ如シテ三尺手拭ニ兼テモ可ナリ 木綿又ハ布ノサイフヲ用ユ青銅火打ノ具等ヲ入ル

刀脇差 刀ハ二尺二三寸ヨリ四五寸迄小刀ハ九寸一尺一寸位迄可ナリ 一同二用意スヘシ刀脇差番具ヲ用意セハ猶可也然トキハ 其者共ノ道具ヲ用ヒテ可ナリ然トモヒキハダヲ目印有様ニ

布一巾ヲ一尺四五寸ニモ切リ印ヲ書テ長サ三尺計ノ竹ニ付テ 山刀ヲ用ヘシ 脇差計ノ従者ハ一尺八九寸二尺位可ナリ小刀ハ短キ

腰印ヲ用ヒストモ口付ノ者ニ必可有 差物ヲ目当ニ尋寄レハ主人ト馬ト行逢フ可キ也故従者ニハ ヲロ付ノ者ニサシ上サセコレヲ目当尋寄ヘシ又口付ノ者ハ主人ノ 腰ニサ、スヘシ平士ハ馬印ヲ用ヒサレハ吾馬ヲ尋ルニ煩シ故右腰印

扇子 麁末ナル油扇ヲ用ヒテモ可ナリ 馬幟 馬印 正字

右従者人数多少ハ分限ニ可応

八丁ウ

小屋具 食具トモ此篇二加

幕 家紋等可依好員数可応分限 転シテ便利ナリ略シテ細竹ニ折釘ヲ打下ヲハスニキリ用ヒテ可ナリ

同串

畳小屋 カクノトウ類ヲ用テ可ナリ

渋紙

仮小屋ノ用意ニ可ナリ四角ノ外四方二尺程ツ、隔ミズヲ設ケ置ヘシ

鎌 刈又沓ヲ切ニ用ル為ナリ又馬ニ鎌ヲ添ノ徳アリコ授沓切鎌ハ従者ノ腰ニサ、スベシ鎌馬口付ノ者腰ニサ、スヘシ馬ニ飼フヘキ草ヲ

別ニ小形ニ拵用意スヘシ

従者ノ腰ニサ、スヘシ此器類別ニ用意ニ不及常ミノ用ヲ以テ代之

鉈 同

斧 鉄ニテモ同

九丁オ

大槌用捨ハ斧ノ棟ヲ以テ代之

マチ杭

此器別二用意二不及常らノ用ヲ以代之

鉄槌 同断

同断

鍬

鋤 同断

荷桶 組入鍋メシツホ品々納ム此桶ヲ以テ水ヲ汲水ヲ入置又馬 フネ ニモ用ユ

ナルヘシ故ニ竹明松ヲ専トス古キ枯竹ニ松ノ枝等ヲ加テ用 秘法数多アレトモ要用ノ火薬ヲ明松ニツイヤシ炮術ノ害 東タル上ヲ包テ可ナリ ヘシ風雨ニ消サルモノ也猶雨ヲ防カントナレハ古キ桐油ヲ以テ竹ノ

明松

矩火 続松和名 柱松和名 明松ノ内ニ大キナルヲ柱松ト云家ニ火ヲ懸ルヲ大明松ト云柱松ハ是ヲ云ニアラス

袋ニテ可持也且櫃大破スルトモ内ノ用具散乱セサル用意ナリ 水用意尤飲水火防ノ用意也具足機ノ内布ニテモ木綿ニテモ機ナ ニテ堅可塗陳屋ニテ水ヲ入置為故放篭張貫ヲ不可用小屋ニ笈櫹ニテモ荷櫹ニテモ可依好併荷櫹ノ方可也内ノ方ヲヨク漆

ソノ袋ヲ仕立此内へ甲冑小道具トモ納メ口ヲヨクク、リ欖ニ納へシ急事ニハ

具足禮

九丁ウ

同覆 従者具 障泥ヲ敷物ニ用モ可ナリ 引廻シ継覆ノ方可也不意宿陣ノトキ敷物ニ用ル為也又 明ヶ荷葛篭ニ入ル可ナリ駄荷ニヨロシ番具一領ノ小道具添袋ニ

入レ其者共二背負スヘキ手当ナリ

粮 三炊一食ノ法ヲ可用也其外干飯枯飯ト云用意アルヘキ也

右小屋具食具等ハ人数依テ多少有ルヘシ御軍役并

奉行ヨリ割渡ス可キ事也仮小屋ト云ハ不意ニ宿 御扶持方等ノ御定ニ依テ可決之右小屋ハ普請

其職分限ニ応テ長柄弓矢鉄炮玉薬旗金鞁

陳スルトキ急ノ手当也

等用意有へキ也

十丁オ

猶吟味ノ事 駄一匹分ニ人足四人ト御定ニミエタレトモ四人ニテハ員数ハ御軍役御定ノ通也馬払底ノトキハ小荷 駄ノ荷物持カタシ一疋分人足八人ニテ相叶フカ

火事羽織ノ袖ヲ解テ用ヒテモ可也小荷印従者 口付ノ者法被可也山刀或海符刀等用テ可也常っ 腰印同様

伊勢物語東下りの篇に八ツ橋の辺にて

落してほとひにけり からころもの哥ありて辞く云かれ飯の 上に涙を

引古哥

旅つとに持るかれ 飯はらくと

涙そこほる都思へは

十丁ウ

家にあれはけに盛飯を草枕

旅にしあれはしゐの葉に盛

上古の風俗すへて如此官位ある人すら然り

十一丁オ 況や武士においてをや

平士一騎用具略記 追加

従者番具之弁

走ルシカモ番具ヲ以テ路用トスレハ猶更ナリ故ニ平日 崩 説曰従者番具ハ不及用意下賤ノ者ナレハ決戦ニ至テ速ニ

ニケ

説曰番具ハ軽クシテ従者ノ労レサルヲ第一ト云 火事羽織ヲ法被トシテ用テ吉ト云

説曰番具ハ重キヲ吉トスト云下賤ノ者ナレハ重キ ハ 強

ト心得テ

説曰番具ハ腹当ノ如ク前計ニテ後身甲ナク製テ用 ヨク進ムト云故紙練ニテモ砂ヲ入テモ重キヲ吉トスト云 ル 1

身甲ヲタノミテ進ミ後ノ身甲ナケレハ是ヲオソレテ引コ

トウスシト云

具出来スト云 且一人ノ番具ヲ前後ニ製スレハ一人ノ具ノ料ニテ二人ノ

説曰番具ヲ用ル不用ノサカイ治乱ニ可依也乱国決戦

何様ニ見苦シクトモ身軽ニ出立ヲ吉ト云ヘトモ治国ニ若

国ニ変事有テ境目カタメ又城ノ請取渡シ明城在番等 勤ルトキハ従者ニ至ルマテキラヒヤカニ出立サレハ不宜

タトヘハ火消ニ

出ル者ハ何様ノ形ニテモ可也東武ノ火消トビノ者等ノス

足

裸身ニ法被ヲ一ツ着シテ出ルニ同シ又風烈等ノ刻城下町

巡見ノトキ従者迄火事装束ヲキラヒヤカニナケレハ見苦

キヲ以テ可

知ナリ依必用意可有也

治世ニ甲胄ヲ見テ皆人云如此重キ堅キ物ヲ着シテハ身ノ

ハタラキ成

桶等見ル心 敷ト云見ナレサレハ尤也タトへハ大暑ノ日冬ノ服夜具火

ル思ヒ ナルヘシ又若乱世ニ是ヲ見ハ極寒ノ夜夜具火燵等ヲ見タ

ナルヘシ是等ヲ思ヒ治乱ノ人情ヒトシカラサルナリ仍テ

云トキハ乱国生死ノ境ヲ極メ考サレハ相違可有也乱国決

決断ノ気涯ヲ以テ可有吟味事也

具足餅飾之伝説

在古伝未詳或亀ノ神門 ノ神ヲ初トシテ其品 々ノ神ヲ祭ル

限ラサレ ハ甲冑ノ鏡餅ト不唱惣テ武器具足シタル処ヲ祭 或ハ甲冑ニ不限刀鎗弓矢万ノ武器ヲ集メテ是ヲ祭ル故甲

冑而已ニ

ヲ以具足ノ鏡餅ト称ス 一説ニ曰八幡宮ヲ初メ惣テ武神ヲ祭ル鏡餅ト云然ラハ

備ルニモ又開祝ノ日モ至テ清火スヘキ事也

或家ノ先例ニ曰鏡餅ヲ開クノ日弓矢ヲ以テ其鏡餅

不割ヲ堅ト祝フ 試テ不徹ヲ堅ト称シテ祝之又云鋒ヲ以鏡餅ヲ割リ

其上ニ小豆ノ煮熟シタルヲカケ再具足ニ備趣意ハ 或家ノ説ニ日鏡餅ヲ開 ノ日錺ヲ下シ菱餅ヲ湯ニヒタシ

十二丁ウ

菱ハ剣ナリ勝負ニ及テ敵ヲ討テ剣ヲ血ニ染タル体ナリト

称シテ祝之鏡餅ヲ備ルハ鏡ヲ以テ玉トシ菱ヲ以テ

鋒ノ体トスト云

余父武延申伝へシ趣ハ八幡宮ヲ初武神ニ奉備ニモ非スマ

武士ノ調度タルニ依テ備ニモ非ス甲冑ハ其ノ主ノ形代ナ

IJ

且其主ノ心魂ヲ納ルノ器タレハ社トモ云ヘキ也因テ我居

ル所ノ

サルハ我居タル鏡ナレハ我ヨリ上タル人ニ奉ラン事ヲ恐アル人ハ是ヲ集メ末家来ニ至ル曽テ父兄叔伯ヲ請待セ鏡ヲ具足ニ備也故ニ是ヲ開祝スル日モ子孫弟姪及配下

テナリ是ヲ以考フルニ此説本拠アリト雖モ世ニ通テ云ニー

モ非ス

其家々ノ先規ノ礼ニ任セテ可也余ハ父カ遺訓ニ任セテ

十三丁オ

是ヲ用ル而已

鎧着初之伝記

相応ノ甲胄ヲ用意シ蘩蘩右年齢ニ及テ是ヲ執行フ在着初ト云ハ武家子孫十五六歳十七歳ノ春迄其人

ヘシ古代ハ幼年ニ此式有ト見ユ

姫尊ヨリ参ラセラル、例ナリ東夷御追罸ノ節御叔母

次之戊辰ノ日次之戊申ノ日次之己卯ノ日次之己酉ノ日吉日ヲ撰ス己丑ノ日大吉日ナリ戊子ノ日次之戊午ノ日

吉方其日ノ支ヨリ九支ニ至テ大吉方ナリ緊急を気禁火之乙亥ノ日次之

其日ノ支ニ依テ子ノ方丑寅ノ方若九支ニ当ラハ勘考

十三丁ウ

甲胄ヲ着シ両刀ヲ帯シ箙ヲ負碁盤ニ腰ヲカクベシ素難ハ勝負有へシ俗ニ従テ其年ノ恵方モ可ナランカ

具ナレハナリ

所用

ノ取肴○ウチアワビ○勝栗○混布此三種ヲ用

ル

常

○其時ニアル所ノ香ノ物ヲ大ニ切テ一種大功ノ者ト云心

就J®意也右五種ヲ以テ物トシ盃事有ヘシ治国五穀成右五種ヲ以テ物トシ盃事有ヘシ也○田作

はなる 右調テ第一神前ニ拝シ鎧親ニ礼ス扨父アル者ハ父ニ礼ス

其余集

右調テ母ニ対面ス是凱陳ノ心也母タリト雖トモ出陣ニ婦

タル親族ニ礼ス且先祖代々ノ霊前ヲ拝

ス

女ニ対面スベ

,/ヽ カラス其身ハ勇猛タリト雖モ婦人ノ愛情ニ依テ親子ノ間

着初調テ満座ニ饗応ノ式古代ノ如ク至テ質素有ヘキナリ鎧着初ノ故実ハ実朝卿着初ノ例東鑑ニ見ユ長ニ依テ略之自然ニ心後ル、事モ有ンヤ依テ是ヲ禁スト云

十四丁オ

或説ニ云古代ノ式左ニ記ス

塩鰯

飯椀

今俗ニ云モツソニテ盛是ヲ飯椀

蓋ニハ汁ノ椀ヲ掩ヒ扨勝手ヨリ赤味噌汁 ニテイチヤウ大根ヲ煮テ鍋共ニ持出飯

椀ニ掩ヒタル汁ノ椀ニ是ヲ盛

由 右献立三川御時代ノ古法ト家伝也大久保彦左エ門物語ノ

古代饗応ノ様一献ウチアワビ二献ヱビ三献カイモチイ

ニテヤミヌ

トミヘシ又土器ニ味噌ノ付タルヲ肴トシテ数献ニ及奥ニ

入ラレハヘ

リキナント見へタリ今ノ世ノ人カ、ル有様ヲ知ラサルニ

ハ非サレトモ

世ノ俗麁抹非礼ナランカト恐テ典拠奢侈ニ及ト見エタリ

干四丁ウ

荷矢箱 右可納矢并小道具惣矢数何程惣貫目何程

可納矢或要用或羈旅或狩場事ニ依テ加彼去彼ノ用捨数

故ニ矢数貫目難相積其事ニ依テ其品ヲ集テ惣貫目ヲ積

ルヘキ也

鉄炮玉薬箱 右玉納玉薬小道具火縄是等ノ惣貫目積リ三匁五分筒

火縄 右火縄長日短矢又短日長夜一時ノ内ニ何尺何寸タツノ積

何放分可納ヤ積ノ事

縄檜火縄木綿火縄其品々ニ利害アリ火ノタチアシ其品

依

遅速有事長キニ依テ此後ニ記サス

(かりの ひとみ